

諸外国の温暖化対策税制の概要（暫定版）

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	オランダ								
					一般燃料税	エネルギー規制税							
導入の経緯 (下線部は当該国の温暖化対策税制に該当すると考えられるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 1990年：炭素税[additional duty]を導入。課税標準は炭素含有量。 1994年：課税標準を炭素/エネルギー含有量(75/25)に変更。 1997年：課税標準を再び炭素含有量に変更。また、発電用燃料に関する炭素税を非課税とするとともに、電気消費税[output tax on electricity]を導入（課税段階の変更）。 	<ul style="list-style-type: none"> 1991年：大規模な税制改革において、所得税の大幅減税を伴って炭素税[carbon dioxide tax]を導入。課税標準は炭素含有量。 2001年：新たなグリーン税制改革の一環として炭素税を増税し、既存のエネルギー税を減税（政府予算2000年12月時点）。 	<ul style="list-style-type: none"> 1991年：炭素税[CO₂-tax]の導入。課税標準は炭素含有量に依存しない。 1992～93年：エネルギー課税体系の大幅変更。交通用及び電気を除く熱利用燃料の既存エネルギー税を廃止し^a、炭素税の税率を引き上げ。 1998年：新グリーン税制を導入。炭素税課税対象を北海油田への供給船、航空運輸、沿岸海上運輸にまで拡張^b。 	<ul style="list-style-type: none"> 1992年：炭素税[CO₂-tax]を導入。課税標準は炭素含有量。 	<ul style="list-style-type: none"> 1988年：既存の四種類の環境課徴金を一般燃料税 [general fuel charge、後のgeneral fuel tax]として統合。 1990年：一般燃料税[general fuel charge、後のgeneral fuel tax]の課税標準の一部として炭素含有量を導入。 1992年：一般燃料税の課税標準を炭素/エネルギー要素に変更。課徴金[general fuel charge]から税[general fuel tax]への形態の変更に伴い、収入は一般財源に移行。 	<ul style="list-style-type: none"> 1996年：小規模エネルギー消費者を対象としたエネルギー規制税[regulatory energy tax]を導入。課税標準は炭素/エネルギー要素に依存。 							
既存エネルギー税制との関連	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[<u>basic duty</u>]は交通用燃料について軽減され、その他エネルギーについては全廃^c。 1997年には炭素税の税率引き上げを相殺する形で、交通用燃料への既存エネルギー税の税率引き下げが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に伴い、既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の税率は1/2に減額（炭素税の導入とあわせると、化石燃料への課税は実質増税）。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に際し、既存のエネルギー税[<u>Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity</u>]の中には税率が引き上げられたものもあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税導入に際し、既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の税率を引き下げ。また、導入当時すでに高率のエネルギー税が課されていたガソリンは炭素税の課税対象外とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般燃料税及びエネルギー規制税導入に際して、<u>既存のエネルギー税[Excises]</u>の調整は行われていない。 								
主な課税対象と税率 ^d	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税[<u>additional duty</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～重油、灯油～天然ガスに該当。 電気消費税[<u>output tax on electricity</u>]の課税対象：電気。 既存のエネルギー税[<u>basic duty</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～軽油及び灯油に該当。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税[<u>carbon dioxide tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～天然ガスに該当。 既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。 1995年より、炭素税、エネルギー税ともに、税率をインフレ率に従って自動的に上昇させる仕組みを導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税[<u>CO₂-tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン、ディーゼル/軽油、軽油、重油、灯油、石炭、天然ガスに該当。 既存のエネルギー税[<u>Excise on petrol</u>]の主な課税対象：下表のガソリンに該当。 既存のエネルギー税[<u>Autodiesel tax</u>]の主な課税対象：下表のディーゼル/軽油（交通用）に該当。 既存のエネルギー税[<u>Tax on heating oil (mineral oil)</u>]の主な課税対象：下表の軽油～重油、灯油に該当。 既存のエネルギー税[<u>Tax on consumption of electricity</u>]の課税対象：電気。 炭素税の税率は毎年の予算案で審議される。 	<ul style="list-style-type: none"> 炭素税[<u>CO₂-tax</u>]の主な課税対象：下表のディーゼル/軽油～電気に該当。 既存のエネルギー税[<u>energy tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～電気に該当。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般燃料税[<u>general fuel tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～天然ガスに該当。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー規制税[<u>regulatory energy tax</u>]の主な課税対象：軽油、LPG、灯油、天然ガス、電気に該当。 小規模エネルギー消費者が課税対象のため、エネルギー種類毎に年間消費量の上限が設定されている^e。また交通部門は課税対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税[<u>Excises</u>]の主な課税対象：下表のガソリン～重油及び灯油に該当。 						
		温暖化対策税制 [additional duty, output tax on electricity]	既存エネルギー税制 [basic duty]	温暖化対策税制 [carbon dioxide tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	温暖化対策税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [Excise on petrol, Autodiesel tax, Tax on heating oil (mineral oil), Tax on consumption of electricity]	温暖化対策税制 [CO ₂ -tax]	既存エネルギー税制 [energy tax]	温暖化対策税制		既存エネルギー税制 [Excises]	
	交通用	ガソリン ^g	239 FMK/kl	3,094 FMK/kl	860 SKR/kl	3,640 SKR/kl	940 NKR/kl	4,340 NKR/kl	-	3,870 DKR/kl	26.07 HFL/kl	-	1,278.0 HFL/kl
		ディーゼル/軽油	269 FMK/kl	1,666 FMK/kl	1,058 SKR/kl	2,090 SKR/kl	470 NKR/kl	3,740 NKR/kl	270 DKR/kl	2,580 DKR/kl	28.76 HFL/kl	-	735.5 HFL/kl
		航空機燃料(ケロシン)	269 FMK/kl	1,666 FMK/kl	1,058 SKR/kl	2,090 SKR/kl	^h	^h	270 DKR/kl	2,120 DKR/kl	28.08 HFL/kl ^f	-	735.5 HFL/kl
	その他	軽油	270 FMK/kl	109 FMK/kl	1,058 SKR/kl	743 SKR/kl	470 NKR/kl	190 NKR/kl ^j	270 DKR/kl	1,730 DKR/kl	28.76 HFL/kl	175.6 HFL/kl ⁱ	102.6 HFL/kl
		重油	321 FMK/t	-	1,120 SKR/t	787 SKR/t	470 NKR/kl ^j	190 NKR/kl	320 DKR/t	1,950 DKR/t	33.57 HFL/t	-	34.24 HFL/t
		LPG	-	-	1,112 SKR/t	145 SKR/t	^h	^h	300 DKR/t	2,220 DKR/t	34.34 HFL/t	175.6 HFL/t	-
		灯油	270 FMK/kl	109 FMK/kl	1,058 SKR/kl	743 SKR/kl	470 NKR/kl ^j	190 NKR/kl ^j	270 DKR/kl	1,730 DKR/kl	28.56 HFL/kl	174.6 HFL/kl	102.6 HFL/kl
		石炭	246 FMK/t	-	920 SKR/t	316 SKR/t	470 NKR/t	-	242 DKR/t	1,183 DKR/t	24.28 HFL/t	-	-
	天然ガス	0.103 FMK/m ³ *	-	0.792 SKR/m ³	0.241 SKR/m ³	0.70 NKR/m ³	-	0.22 DKR/m ³	0.38 DKR/m ³	0.0224 HFL/m ³	0.0953 HFL/m ³	-	
	電気	0.041 FMK/kWh ^l	-	-	0.139 SKR/kWh	-	0.0856 NKR/kWh	0.1 DKR/kWh	0.425 DKR/kWh	-	0.0295 HFL/kWh	-	

^a 重油等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。

^b 政府提案ではこれらの他、プロセス産業にまで拡張する内容が盛り込まれていたが、採択されなかった。代わりに、国内排出量取引制度の導入が検討されることとなった。

^c 軽油等についてはその後、再び既存エネルギー税の課税対象に追加されている。

^d 欧州連合作成の Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) による。特に断りのない限り 2000 年 6 月現在の税率。2001 年 10 月 25 日現在の換算レートは以下の通り。

1 FMK (フィンランドマルク) = 18.74 円、1 SKR (スウェーデンクローネ) = 12.01 円、1 NKR (ノルウェークローネ) = 14.13、1 DKR (デンマーククローネ) = 15.08 円、1 HFL (オランダギルダー) = 50.56 円

^e 導入当初、電力の課税対象者は低アンペア契約者に限定されていたが 1997 年に全アンペア契約者に拡張された経緯がある。なお、その際の追加税収は省エネ・再生可能エネルギー投資の投資税額控除の財源に充当された。

^g 無鉛ガソリンに対する税率

^h Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) において該当する税率が報告されておらず、課税対象かどうか確認できていない。

ⁱ 1999 年値

^j mineral oil に対する税率が決められている。軽油・重油・灯油などが該当するものと想定した。

^k この 50% の軽減税率が適用

^l カテゴリー 1 (家庭・サービス) に対する税率

	フィンランド	スウェーデン	ノルウェー	デンマーク	オランダ	
課税段階	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税の徴税システムを活用。 納税義務者 炭素税：卸売段階で課税。ただし天然ガスについてのみ輸入段階で課税 電気消費税：電力供給網運営者、電気事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 国の徴税機関（National Tax Board：NTB）による既存エネルギー税の徴税システムを活用。 納税義務者 EU鉱油体系指令の対象燃料（ガソリン、ディーゼル、ケロセン、LPG、潤滑油・グリースを除く暖房用及びその他の石油製品など）：卸売者または製造者。 その他の燃料（天然ガス、石炭、ピートなど）：燃料を製造及び加工する者。卸売者も該当。天然ガスについては輸入者も該当。ピートについては採掘者も該当。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税の徴税システムを活用。 納税義務者 製造者及び製品の輸入者。それぞれの国内への供給量に応じて課税。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内でエネルギーが消費される段階で課税。 納税義務者 製造者または輸入者 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税の徴税システムを活用。 納税義務者 鉱物油：既存のエネルギー税の納税義務者（既存のエネルギー税とともに徴収） 石炭・ガス：燃料販売者、最終消費者^m 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 電力及びガス：最終消費者にエネルギーを供給する企業 鉱物油：既存のエネルギー税の納税義務者
主な減免措置	<p>特定の燃料に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスには50%の軽減税率を適用、ピートには17%の軽減税率を適用。 <p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉱業、製造業[industrial manufacturing and processing of goods]、温室園芸業には電力消費税を軽減。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料用燃料は非課税。 発電用燃料は非課税。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> CHP（熱電併給、コージェネレーション）、風力及び木材燃料等による発電には還付措置あり。 鉄道で消費される電気は非課税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造業、農林業、養殖業には35%の軽減税率を適用。 課税額が一定額を超過する場合に超過分について軽減。 製造業、農林業、養殖業へ熱を供給する熱供給事業者は炭素税の65%が還付。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属加工過程、鉱物油、石炭、石油コークス、セメント、褐炭、ガラスなどの生産過程で用いられるものに対する軽減。 発電用燃料は非課税。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ガソリン以外の鉄道輸送用燃料については軽減措置。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際航空部門は非課税、国内航空部門には軽減措置。 遠洋漁業部門、近海漁業部門、国際海運業部門は非課税、国内海運業には軽減措置。 紙・パルプ産業、魚肉加工業への軽減措置。 供給船 [supply fleet] への軽減措置。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> セメント製造業・加工産業で使用される石炭及びコークスは非課税。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道は非課税。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 本土消費の天然ガスは非課税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業部門には軽・重工程の違いとエネルギー効率改善に関する政府との協定の有無により異なる税率を適用^o。税率は1996～2000年まで段階的に上昇。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 転換部門の石炭消費は非課税。 発電用燃料は非課税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガスの大量消費者はエネルギー要素分について軽減税率を適用。 <p>環境配慮に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域熱供給、発電用の天然ガス、再生可能エネルギーによる発電は非課税。 <p>規模による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定（消費量をゼロにすることができないため。小規模エネルギー消費者のそれぞれ6%、5～10%がこの措置により課税対象外となる）。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 温室園芸業で用いる天然ガスは非課税（別途、エネルギー効率改善に関する協定を政府と締結済み）。 <p>環境配慮に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域熱供給、発電用の天然ガス、再生可能エネルギーによる発電は非課税。 <p>規模による措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ガス、電力消費は、課税対象の下限を設定（消費量をゼロにすることができないため。小規模エネルギー消費者のそれぞれ6%、5～10%がこの措置により課税対象外となる）。
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（所得税減税の原資として活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（所得税等の減収分に活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源（産業部門からの税収は、雇用の社会保険負担の軽減、中小業用補助金、省エネ投資補助等として産業部門に還元） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般財源 他の税の軽減や省エネ等に対する財政的措置を通じて、納税額に応じて課税対象部門（家庭及びビジネス）に還元 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> フィンランド総理府[Prime Minister's Office]作成の報告書(2000年4月)では、1990年代のエネルギーに係る税制の変化に伴う効果を次の通り評価している。 1998年時点でのCO₂排出量の削減効果は、約4百万tCO₂と推計（総排出量57百万tCO₂の7%に相当）。内訳は、最終消費部門におけるエネルギー製品消費の減少分と、エネルギー転換部門における燃料消費の減少分が半々程度。最終消費部門においては、ガソリン消費量の減少分（約1百万tCO₂）と、産業部門におけるエネルギー消費構造の変化分（約1百万tCO₂）が大きいと考えられた。 	<ul style="list-style-type: none"> スウェーデン自然保護庁[The Environmental Protection Agency]の報告書（1995年10月）では、炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している。 1987～1994年にかけて、地域暖房、産業、住宅、業務部門でCO₂排出量が平均19%（8百万 tCO₂）減少。この削減量のうち約60%が炭素税の導入によるもの。特に地域暖房部門が炭素税の影響を大きく受けており（同時期28%、2.6百万 tCO₂減少）、使用燃料の内訳が変化している。 また、自然保護庁の報告書（1997年7月）においてもエネルギーに関する税課徴金の効果について、CO₂税が既存エネルギー税とともに、地域暖房部門におけるバイオ燃料の消費量を増大させたと評価している。 	<ul style="list-style-type: none"> ノルウェー統計局[The Bureau of Central Statistics]は炭素税によるCO₂排出量の削減効果を次の通り評価している（ただし、評価の対象範囲がCO₂排出量全体の2割程度であることに留意する必要がある）。 1991～1993年におけるCO₂排出量は、炭素税により毎年3～4%削減と推計（年間排出量にして0.3百万tCO₂の抑制に相当）。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンタックス委員会[The Dutch Green Tax Commission]の第2次レポートでは、一般燃料税によるCO₂排出量の削減効果を次のように評価している。 価格弾力性に基づくモデル計算により、仮に一般燃料税が存在しなければ1994年時点で1.7百万tのCO₂が余計に排出されていたものと推計。 		
付加価値税の徴収方法	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	

^m 石炭：石炭を採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、又は国内での燃料としての消費のために他者に提供する者。ガス：ガスを採取、生産、輸入し、燃料として自ら消費する者、採取者から引き取り燃料として自ら消費する者、又はガスを生産、輸入し、国内での燃料としての消費のために他者に提供する者。

^o 導入当初産業部門は非課税とされていたが、1993年に50%の軽減税率（エネルギー多消費産業には35%）で課税が開始された。工程別及び協定の有無別の税率設定措置は1996年に導入された。

^q 炭化水素からなる化合物の一般的総称。普通、天然アスファルト、コールタール、石油アスファルト、ピッチなどという。道路舗装用材料、防水剤、防腐剤などに用いる。

		ドイツ		イタリア		イギリス		スイス		フランス			
導入の経緯 (下線部は当該国の 温暖化対策税制に該当す ると考えられるもの)		<ul style="list-style-type: none"> 1999年：第1次環境税制改革を実施。既存のエネルギー税である鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]に税率を上乗せするとともに、それまで課税対象となっていなかった電気に対して電気税[<u>electricity tax</u>]を新設。 2000年：第2次環境税制改革を実施。1999年の上乗せ税率を決定した第1次税制改革に続き、2000年から2003年まで鉱油税及び電気税の段階的税率引き上げを行い、2003年1月1日に暫定的目標税率に到達する。 		<ul style="list-style-type: none"> 1999年：1999年財政法[Financial Law for 1999]を採択。既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]の改正が行われることとなった。改正の要点は以下の2点。 <ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動に対する潜在的影響の程度を考慮に入れるため、鉱物油の炭素含有量及びその用途に基づく税率の調整を実施。2005年の完成に向けて1999年から段階的に税率引き上げ。 ● 燃焼プラントで用いられる石炭、石油コークス、天然ピッチメン⁴を既存のエネルギー税の課税対象に追加。 		<ul style="list-style-type: none"> 1998年：排出量取引のパイロット調査と産業及び商業のエネルギー消費に対する税の導入を提案した「マーシャルレポート"Economic Instruments and the Business Use of Energy"」を発表。¹ 1999年：政府予算案の中で、2001年4月から産業及び商業のエネルギー消費に対する税（気候変動税[<u>Climate Change Levy</u>]）の導入が盛り込まれ、2001年4月より課税を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 2000年：「CO₂削減連邦法[Federal Law on the reduction of CO₂ emissions (CO₂ law)]」が施行。まず第一にエネルギー・交通・環境・財政政策及び自主的取組を行い、それらの取組だけで削減目標達成が困難な場合に新たにCO₂税[<u>CO₂ tax</u>]を導入。課税標準は炭素含有量。CO₂税の導入は早くとも2004年。 		<ul style="list-style-type: none"> 1999年：既存の環境汚染に対する課税を再編成した汚染活動一般税（TGAP [taxe générale sur les activités polluantes]⁵）を創設。 1999年5月：TGAPの課税対象を2001年1月から企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張する方針を表明。 2000年9月：2000年第2次補正予算法案にTGAPの改正を盛り込む。 2000年12月10日：政府案が議会を通過。 2000年12月29日：憲法院より違憲判決。⁶ 			
既存エネルギー税制との関連		<ul style="list-style-type: none"> ドイツの温暖化対策税制は、既存のエネルギー税である鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]の税率引き上げと電気税の新設により導入された。 		<ul style="list-style-type: none"> イタリアの温暖化対策税制は、既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]の税率設定の考え方に温暖化防止の視点を導入し、既存エネルギー税の税率を調整することにより導入された。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税の炭化水素油税[<u>Hydrocarbon oil tax</u>]がすでに課税されているガソリン等の炭化水素油及び道路交通用ガス燃料は、気候変動税の課税対象となっていない。 なお、炭化水素油税については、気候変動税の導入に先立つ1993年から1999年までの期間において、税率をインフレ率以上に引き上げる措置が採られた。その目的は、1992年に廃止された自動車税[Car tax]の減収分の補填と、2000年までに地球温暖化ガスの排出量を1990年レベルに引き下げる事。この措置は2000年9月の石油価格上昇により凍結され、2000年以降は毎年の予算に応じて税率引き上げが判断されている。 		<ul style="list-style-type: none"> フランスの温暖化対策税制は、既存の環境税である汚染活動一般税（TGAP）の課税対象を企業による化石燃料及び電力の消費にまで拡張するものとして導入が予定されていた。 					
主な課税対象と税率 ^u		<ul style="list-style-type: none"> 鉱油税[<u>mineral oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン-LPG、天然ガスに該当。 電気税[<u>electricity tax</u>]の課税対象：電気。 2003年まで、税率は、毎年概ね、鉱油税率については60DM/kl、電気税率については0.005DM/kWhが引き上げられる。 2003年1月1日の暫定的目標税率(1999年以降の鉱油税上乗分+電気税)は、ガソリン300DM/kl、ディーゼル+300DM/kl、暖房用軽油+40DM/kl、天然ガス+0.0313DM/m³、電気0.040DM/kWh。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存のエネルギー税[<u>Excises on mineral oils</u>]の主な課税対象：下表のガソリン-灯油、天然ガス、電気に該当。 2000年時点で温暖化対策税制として税率引き上げ済と考えられるのはガソリンのみ⁷ 		<ul style="list-style-type: none"> 気候変動税[<u>Climate Change Levy</u>]の主な課税対象：下表のLPG、石炭、天然ガス、電気に該当。 炭化水素油税[<u>Hydrocarbon oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン-重油、灯油に該当。 気候変動税は産業及び商業のエネルギー消費がその対象であり、交通部門及び家庭部門は課税対象外。その他、登録された慈善活動や非常に小さな規模の企業も課税対象外。 		<ul style="list-style-type: none"> CO₂税[<u>CO₂ tax</u>]の主な課税対象：鉱物油税の課税対象と同じと考えられる（CO₂削減連邦法第7条で、CO₂ taxの課税対象について、鉱物油税法第2条で規定される石炭・暖房用油・交通用燃料と定義） 鉱物油税[<u>mineral oil tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン、ディーゼル/軽油、軽油、重油、石炭、天然ガスに該当。 CO₂削減連邦法によれば、CO₂税の税率は210SF/tCO₂を上限とする範囲で決められる。 		<ul style="list-style-type: none"> 既存エネルギー税[<u>excise tax</u>]の主な課税対象：下表のガソリン-灯油、電気に該当。 温暖化対策税制（TGAPの拡張分）は企業による化石燃料及び電力の消費が課税対象。農林漁業及び交通部門は課税対象外。 			
		温暖化対策税制		既存エネルギー税制 [1998年までの mineral oil tax]	温暖化対策税制 [Excises on mineral oils の 1999 年以降の 引き上げ分]	既存エネルギー税制 [1998 年までの Excises on mineral oils)	温暖化対策税制 [Climate Change Levy ^w]	既存エネルギー税制 [Hydrocarbon oil tax ^x]	温暖化対策税制 [CO ₂ tax]	既存エネルギー税制 [mineral oil tax]	温暖化対策税制 [TGAP の拡張分]	既存エネルギー税制 [excise tax]	
		[electricity tax]	[1999 年以降の mineral oil tax 上乗分]										
	交通用	ガソリン ^y	-	120 DM/kl	980 DM/kl	39 千 LIT/kl	1,022 千 LIT/kl	-	488.2 UK £ /kl	(2004 年以降の導入を検討中)	727.2 SF/kl	(2000 年 12 月の憲法院による違憲判決を踏まえ、温暖化対策税制の見直しを検討中)	3,846.2 FF/kl
		ディーゼル/軽油	-	120 DM/kl	620 DM/kl	^z	747 千 LIT/kl	-	478.2 UK £ /kl		758.7 SF/kl		2,551.8 FF/kl
		航空機燃料(ケロシン)	-	120 DM/kl	980 DM/kl	^z	626 千 LIT/kl	-	546.8 UK £ /kl		^z		2,122.5 FF/kl
	その他	軽油	-	40 DM/kl ^{aa}	80 DM/kl	^z	224 千 LIT/kl ^{aa}	-	31.3 UK £ /kl		3 SF/kl		517.3 FF/kl
		重油	-	5 DM/t	30 DM/t	^z	90 千 LIT/t	-	27.8 UK £ /t		3.6 SF/t		152.3 FF/t
		LPG	-	25 DM/t	50 DM/t	^z	359 千 LIT/kl ^{cc}	9.6 UK £ /t	-		^z		258.6 FF/t ^{aa}
		灯油	-	-	-	^z	626 千 LIT/kl ^{cc}	-	31.3 UK £ /kl		^z		145.6 FF/kl ^{aa}
	石炭	-	-	-	^z	-	11.7 UK £ /t	-	0.9 SF/t		-		
	天然ガス	-	0.0313 DM/m ³	0.0352 DM/m ³	^z	0.003 千 LIT/m ³	0.0015 UK £ /kWh	-	0.00016 SF/m ³		-		
	電気	0.025DM/kWh	-	-	^z	0.0041 千 LIT/kWh ^{dd}	0.0043 UK £ /kWh	-	^z		税抜価格の 8.5%		

¹ マーシャル卿は、当時英国産業連盟会長。財務省からの依頼でタスクフォースを設けて、新しい政策を検討し、上記提言を行う。この提言が現在の英国の気候変動税及び気候変動協定並びに排出量取引制度の土台となっている。

⁵ SOx などの排出量について課税されている。

⁶ 税の制度設計上の問題で、税の考え方そのものが違憲とされたものではない。フランス環境省は、税の見直しを検討中で、再度導入を目指す方針。

^u 欧州連合作成の Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) による。特に断りのない限り 2000 年 6 月現在の税率。2001 年 10 月 25 日現在の換算レートは以下の通り。

1DM (ドイツマルク) =56.98 円、1LIT (イタリアリタ) =0.0576 円、1UK £ (イギリスポンド) =179.83 円、1SF (スイスフラン) =75.18 円、1FF (フランスフラン) =16.99 円

^v 2000 年の EU データベースで確認できる範囲。イタリアでは、温暖化対策税制として、1999 年に既存のエネルギー税の税率引き上げが開始されたが、同年 11 月には燃料価格の高騰を理由に、2000 年途中まで一時的に引き上げ分の適用が中断された。その後も運輸業などに対する軽減措置の追加導入が行われるなど、税制に関するいくつかの変更が行われている。

^w 2001 年 4 月導入時の税率

^y 無鉛ガソリンに対する税率

^z Database on environmental taxes in the European Union Member States, plus Norway and Switzerland (http://www.europa.eu.int/comm/environment/enveco/env_database/database.htm) において該当する税率が報告されておらず、課税対象かどうか確認できていない。

^{aa} 産業・商業用の値

^{cc} 暖房用の値

^{dd} 住居用の値

	ドイツ	イタリア	イギリス	スイス	フランス
課税段階	<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱油税：納税義務者は主に石油供給企業 ・ 電力税：納税義務は、電気が電気供給事業者から国内の最終消費者に買い取られる際に発生。実際の納税者は電気供給事業者 		<p>納税義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給企業等のエネルギー供給事業者が最終消費者から料金と併せて徴収し納税。VATと同様の徴税システム。 ・ 下記の80%の軽減を受ける消費者は、供給事業者に、環境政策当局が発行した証明書を示した上で軽減後の額を請求させる形でこれを支払う（行政コストを低減でき、軽減対象の確認も容易であるため）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CO₂削減連邦法によればCO₂税の納税義務者は以下の通り。なお、石炭以外の化石燃料については既存のエネルギー税である鉱物油税の徴税・還付手続が適用され、税関において鉱物油税とともに徴収される。また、石炭についても、現状においてすべて輸入されていることから、税関で課されることになる。 <p>納税義務者（CO₂削減連邦法第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 石炭：関税法における輸入品に関する支払義務のある者及び国内の製造者 ・ その他化石燃料：鉱物油税法における鉱物油税の納税義務者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間のエネルギー消費量が石油換算100t以上の企業が納税義務者。 ・ 全仏約280万社のうち、約4.4万社を課税対象と予定。
主な減免措置	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 零細製造業、農林業に対する軽減措置（鉱油税引き上げ分の80%に相当する払戻等） ・ 2MWまでの自家発電について電気税が非課税。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月間稼働率70%を超えるCHP（熱電併給、コージェネレーション）は、鉱油税が非課税。 ・ 1999年12月31日以降に設置された高効率複合サイクルガスタービン発電は、鉱油税が向こう10年間全て非課税。 ・ 再生可能エネルギー発電による電気は電気税が非課税。 ・ 鉄道で消費される電気は50%の軽減税率適用（電気税）、公共交通機関で消費される燃料油に対する軽減措置（鉱油税引き上げ分について軽減） <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電用燃料は鉱油税引き上げ分が免除。 <p>低所得者層への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間蓄電式暖房（低所得者層での使用が多い）については50%の軽減税率適用（電気税） 		<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合汚染管理規制（IPCC）の対象施設を設置する事業者を有する業界団体は、政府と二酸化炭素排出削減目標等を盛り込んだ気候変動協定を締結することにより、80%の気候変動税の減税が受けられる。協定を締結したのは、主要な10のエネルギー集約産業（アルミ、セメント、セラミック、化学、食品飲料、鋳造、ガラス、非鉄金属、製紙、鉄鋼）を含む40業界団体。気候変動協定を締結した業界団体は、協定上の目標を達成するため、排出量取引を活用することが可能。 <p>環境配慮に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギー発電、高効率CHP（熱電併給、コージェネレーション）発電及び公共交通機関エネルギー消費は非課税。 <p>地域的な配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パイプライン計画が進行中の北アイルランドにおける天然ガス消費は向こう5年間非課税。 <p>用途による減免措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電用燃料は非課税。 ・ 原料として用いられる場合（鉄鋼業における石炭消費なども含む）は非課税。 ・ アルミ精錬等の電気分解工程で消費される電気は非課税。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暖房用油及び交通用燃料の大量消費者や国際競争力に大きな影響を受けるおそれのある者は、CO₂排出量の上限を定める公式の約束 [formal undertaking] を連邦政府と取り交わすことによりCO₂税が非課税となる。 ・ 削減協定の内容が達成できなかった場合は、CO₂税の税額に利息 [interest] を加えて支払う。 	<p>産業部門に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加価値100万フラン当たりのエネルギー消費量が石油換算25万トン以上の企業や自主協定を結ぶ企業に対し、税を軽減する措置が検討された。
税収の使途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用者、被雇用者両方の国民年金保険負担の軽減。 ・ 一部は再生可能エネルギーへの補助金。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般財源（社会負担の軽減 [60.5%]、補償対策 [31.1%]、エネルギー消費効率の改善 [8.4%] のために活用。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税収の大半は、社会保険料の雇用者負担の引き下げ（0.3%）により産業部門に還元。 ・ 英国の炭素基金（エネルギー効率改善及び再生可能エネルギーの促進のための技術開発等に支出）に毎年5千万ポンド充当。 ・ エネルギー効率改善を目的とした投資の初年度全額償却のための財源に充当（2001～2002年に1億ポンド） 	<p>（CO₂削減連邦法第10条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税収はその支払額に応じて一般住民と経済界に還元。 ・ 一般住民への還元は、連邦議会がその手続きを所管する。すべての自然人に対し統一的に分配される。 ・ 経済界への還元は、連邦高齢者遺族保険資金に税収を充当し、社会保障費を軽減することにより実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 35時間労働制導入の財源への充当を予定。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001年6月にドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省から公表された報告書によれば、エコロジカル税制改革による温室効果ガス排出削減効果を次の通り評価している。 ・ ドイツにおける温室効果ガスの排出削減のうち、エコロジカル税制改革による分は7.0百万 tCO₂（全体の削減量は240.3百万 tCO₂）。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 英国は「気候変動プログラム」において、国内の各種施策による2010年における効果の見通しを示している。この中で、「気候変動税」による効果は7.3百万tCO₂、「炭化水素油税」率の1999年までのエスカレーターによる効果は3.7～9.2百万tCO₂とされている。 ・ なお、英国の京都議定書の目標は、「6 ガスについて90年レベルから - 12.5%削減」であるが、二酸化炭素の排出量については、2010年までに、90年レベルより20%の削減を達成することを国内目標として設定している。 		
付加価値税の徴収方法	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式	インボイス方式